

# KULS ニュースレター No. 39

## INDEX

- 家事事件手続に関する法改正 ～家事事件手続法(平成23年5月 法律第52号)を中心に～ (後編)
- 専門職大学院係から
- 平成24年度前期[中間]授業評価アンケートについて
- 図書紹介 ● キャンパスライフ

### ● 家事事件手続に関する法改正 ～家事事件手続法 (平成23年5月 法律第52号)を中心に～ (後編) ●

ニュースレター第38号に引き続き、『家事事件手続に関する法改正～家事事件手続法(平成23年5月 法律第52号)を中心に～』の後編をお届けします。

#### 4. 子の意見表明と手続代理人

家事紛争手続においては、とりわけ、子の利益保護が重要視されます。旧家事審判法下でも、家裁調査官の事実の調査が可能とされ(家審則7条の2)、この中で子の意思が把握されることになっており、とくに子の監護紛争では、15歳以上の子についての必要的陳述聴取が定められていました(同54条、70条、72条)。

今回の改正でも、必要的陳述聴取は、15歳以上の子に限定されていますが(新152条2項、169条)、子の年齢制限なしに、子の能力に応じて陳述機会を確保することが問題とされ、ひろく「親子、親権又は未成年後見に関する家事審判、その他その結果によ

り未成年である子が影響を受ける家事審判の手続及び家事調停の手続」において、家庭裁判所は子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官の調査等により、子の意思の把握に努め、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を尊重しなければならない旨が規定されました(新65条、258条1項)。これは従来の家裁実務の追認という面がありますが、児童の権利条約12条の「意見表明権」\*を受けた「子の意見表明制度」へと大きく前進したという評価もできそうです。

※第12条1項	「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。」
2項	「このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。」

他方で、ドイツ法の手続補佐人制度をモデルとした「子どもの代理人」制度の導入も議論されてきましたが、今回の改正では見送られ、「手続代理人」制度が採用されました(新23条)。この制度は、手続行為につき、行為能力の制限を受けた者が、新法第118条又は第252条第1項の規定により手続行為をしようとする場合、必要があると認めるときは、裁判長が、申立により、弁護士を手続代理人に選任できるという制度です(同条1項)。申立がない場合でも、裁判長は手続代理人を選任すべき旨を命じるか、又は職権で

選任することができます(同条2項)。その結果、以下に列記した「未成年者が法定代理人に依らず、自ら手続行為をなす」審判及び調停において、「子どもの手続代理人」が選任されうることになります。

### 「未成年者が法定代理人に依らず、自ら手続行為をなす」事件

①子の監護に関する処分の審判事件(財産上の給付を求めるものを除く)及びこれを本

#### ● 専門職大学院係から ●

私たち専門職大学院係と学生さんとの関わりは、募集要項の作成・発送、進学説明会、願書受付、入学試験実施、入学手続と、入学前から始まっています。

実質的な入学式である新入生オリエンテーション時には、「ご入学おめでとうございます。」という言葉とともに、舞台の裏方としては、これから充実した学生生活を送って下さいねという気持ちでいっぱいになります。

みなさんの所属する法科大学院を担当する専門職大学院係は私宮崎と、坂東さん、大塚さんの3名で構成され、法科大学院と同じく専門職大学院である臨床心理学研究科の教務・学生生活関係等及び総務関係を担当しています。また、専門職大学院支援室に久木野さん、牟田部さん、研究科事務室に小山さんがおられて、みなさんの学修を支えています。このように多面的な形でひとつの大学院の学生のみなさんを支えるというのは、まだ歴史が浅いからであり、大学内でも特殊な形の一つかもしれません。

専門職大学院係の事務職員は3年程度で人事異動をするので、入試から関わった学生さんでも、修了後の情報に接することもほとんどありません。しかし、大学関係の仕事、特に学生係関係との関わりが長くなると、記憶に残り気になるのは、先生方と同じように、卒業・修了するまでに、いろいろな事で数多く関わった学生さんになります。ふとしたことで、みなさんのご活躍の報に接すると、大変嬉しいものです。



宮崎美登里  
専門職大学院係長

案とする保全処分についての審判事件(新151条二号)

②特別養子縁組の離縁の審判及びこれを本案とする保全処分についての審判事件(新165条2項)

③親権に関する審判事件(a 子に関する特別代理人の選任、b 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分、c 親権喪失、親権停止又は管理権喪失、d cの審判の取消し、e 親権又は管理権を辞し、又は回復するについて

現在の法科大学院は、司法試験の合格率が芳しくないことや入学者の減少で、各種調査への回答依頼が多数あったり、それに付随する実地視察等も多く、入試方法も多様になっています。平成22年4月の着任早々は、私の好きな某住宅リフォーム TV 番組(当然、時間短縮のため、録画再生で観ます。)でよく出てくる言葉「なんということでしょう!」を私の出身地の言葉で「なんちゅうこっちゃろか!」と一人で叫んでいました。時間は過ぎ3年目の今では、調査対応にも慣れてきた自分があります。住宅リフォーム TV 番組では、限られた予算で依頼された建築家さんが一生懸命知恵を絞って陣頭指揮を執り、「なんということでしょう!」と、依頼した方が大変感動する居心地のよい住処を得るだけでなく、周りのみなさんもよい笑顔になるものとなっています。

現在の本研究科も、是非みなさんにごんばっていただいて、はやく「なんということでしょう!」と、みんなの素晴らしい笑顔を見る日が来ることを係員一同、願っています。



法科大学院係(法文学部1号館1F)  
大塚恭子氏(専門職大学院係員) 坂東尚美氏(同主任)と

の許可、f 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定、g 親権者の指定又は変更)、c 及び g については、保全処分を含む(新 168 条)。

④未成年後見に関する審判事件(a 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任、b 未成年後見人の選任、c 未成年後見人の解任、d 未成年後見監督人の選任、e 未成年後見監督人の解任、f 未成年被後見人に関する特別代理人の選任、g 未成年後見の事務の監督、h 第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分) (新 177 条)

⑤児童福祉法に規定する都道府県の措置についての承認(保全処分を含む)及び都道府県の措置の期間の更新についての承認(新 235 条)

⑥調停事件中、a 子の監護に関する処分(財産上の給付を求めるものを除く)、b 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定、c 親権者の指定又は変更、d 人事に関する訴えを提起することができる事項についての調停事件(新 252 条 1 項 2~5 号)

この手続代理人制度は、「未成年者本人がなしうるすべての手続行為」の代理であり、親権者等の法定代理人とは別に「子どもの最善の利益」を保護するために選任される「子ども代理人」ではありません。しかし、上記の事項に関して、子どもに「自ら手続行為をなしうる権限」を付与しても、それだけでは「子どもの意見表明権」が保障されたことにはなりません。今後審判や調停の中で、児童の権利条約 12 条の「意見表明権」に見るように、子どもの「意見表明権」が現実のものとなるかは、これからの家庭裁判所と弁護士との努力にかかるところが大きいと思われ、「手続代理人制度」はその重要な一環をなしていると思われ(2011 年 12 月 3 日に、日本弁護士連合会主催の「家事法制シンポジウム『家事事件における子どもの地位Ⅱ—子どもの手続代理人制度の課題』」が弁護士会館で開催されました。このような努力の積み重ねが肝要かと思います。)

緒方 直人(鹿児島大学 名誉教授)

●平成24年度前期[中間] 授業評価アンケート結果について●

平成24年度前期[中間]の授業評価アンケートが実施されました。アンケートの集計結果を択一式部分について、公開いたします。右の一覧表をご覧ください。

なお、アンケートの集計結果を受けて、各教員からは『授業評価アンケートに対する所感と対応』が提出され、院生に対して公開されています。



● 図書紹介 ●

図書委員からみなさんの学習の手助けとなるおすすめの本を不定期でご紹介させていただきます。

ぜひ、試験対策に、日ごろの学習に、学習の合間の自己啓発にと、お役立て下さい。

●藤田宙靖 『最高裁回想録 学者判事の7年半』(有斐閣・2012年)

特に1年次・2年次の学生にぜひ読んで欲しい一冊!!

藤田宙靖先生といえば、著名な行政法学者(東北大学で教鞭をとった)。その藤田先生が、最高裁判事に。この本では、最高裁判事の日常生活の執務ぶりや裁判以外の公務も紹介している。裁判官の生活・思考を知るのに役立ちます。とくに「行政事件と近時の最高裁」「憲法事件と近時の最高裁」など自分が関与した事件について言及しているので、参考になるでしょう。

司法試験に直接役立つものではありませんが、法律家のマインドを学ぶために、読んでおくことをおすすめします。

※配架場所:7階資料室 新着雑誌コーナー

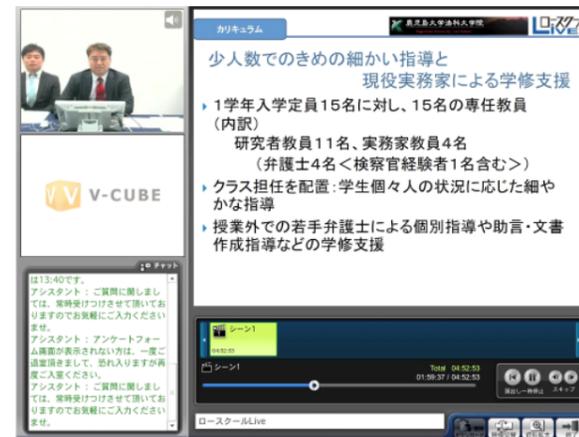


● キャンパスライフ ●

◆リクルート社主催 法科大学院WEB上合同説明会「ロースクールLIVE」開催

6月17日、リクルート社主催 法科大学院WEB上合同説明会「ロースクールLIVE」が開催されました。

本学出身の本田貴志弁護士、米田憲市研究科長が臨席され、本田弁護士は仕事の大変さややりがい、米田研究科長は本学の特徴についてお話しされました。



(配信された、ロースクールLIVEの様様)

なお、この模様は、鹿児島大学法科大学院のホームページ上より、視聴することが可能です。

◆公開講座「いじめと法」の開講、迫る

8月4日午前10時30分から、総合教育研究棟102教室において、公開講座「いじめと法」が開講されます。

本学の伊藤周平教授、采女博文教授、紺屋博昭教授が、福祉現場のいじめ、教育現場のいじめ、職場のいじめについての法的諸問題を、わかりやすく実践的にお話しします。受講料は、無料です。

◆今月のチューター指導日程

8月度のチューター指導日程について、下記のとおり、お知らせいたします。

[日程]

8/6	19:00~	下村哲也 弁護士
8/10	18:00~	本田貴志 弁護士
8/20	18:00~	林宏嗣 弁護士
8/21	18:00~	本田貴志 弁護士
8/28	18:00~	林宏嗣 弁護士
8/29	19:00~	下村哲也 弁護士
8/31	18:30~	河合利弘 弁護士 (1年生対象)

[予約申込先]

専門職大学院支援室

ls\_support@leh.kagoshima-u.ac.jp

平成24年度前期(中間)授業評価アンケート(法律基本科目+新司法試験選択科目)

配当年次	履修者数	提出者数	【1】緊張感のある授業になるような工夫	【2】法書を目指すモチベーションが高まるような工夫	【3】基本的な知識を修得させるための工夫	【4】法的思考力を涵養するための工夫	【5】事実を把握・分析する能力を涵養するための工夫	【6】法的議論をする能力を涵養するための工夫	【7】創造的思考力を涵養するための工夫	【8】法的文書作成能力を涵養するための工夫	【1】~【8】平均	科目特性
1年次	6	5	4.6	4.6	4.2	4.4	4.4	4.0	4.4	4.6	4.4	必修
	9	9	4.6	4.0	4.6	4.6	4.6	3.3	4.2	3.9	4.2	必修
	6	6	4.2	3.5	4.3	4.0	3.5	3.2	3.7	3.2	3.7	必修
	5	5	4.8	4.6	4.6	4.8	4.8	4.0	4.2	4.0	4.5	必修
(1年次配当科目平均)			4.5	4.2	4.4	4.4	4.3	3.6	4.1	3.9	4.2	
2年次	10	8	4.3	3.6	3.4	3.8	4.1	4.5	3.8	4.8	4.0	必修
	9	8	2.3	2.5	2.9	2.1	2.1	2.5	2.4	2.1	2.4	必修
	10	8	4.3	4.1	3.0	3.5	4.1	3.9	4.1	3.5	3.8	必修
	10	9	4.4	4.2	4.3	4.1	4.4	4.0	4.4	3.4	4.2	必修
	10	9	4.2	3.7	3.7	4.2	4.0	3.7	3.9	3.8	3.9	必修
(2年次配当科目平均)			4.0	3.7	3.6	3.7	3.9	3.8	3.9	3.7	3.8	
3年次	6	6	3.5	3.8	3.5	3.8	3.8	3.8	3.5	3.7	3.7	選択必修
	6	4	4.5	4.5	4.8	4.5	3.0	3.3	3.3	3.5	3.9	選択必修
	6	4	4.8	4.8	4.5	4.8	4.8	4.0	4.8	4.8	4.6	選択必修
(3年次配当科目平均)			4.3	4.4	4.3	4.4	3.9	3.7	3.8	4.0	4.1	